

令和2年度
第2回 門真市都市計画審議会

議 案 書

日時 令和2年11月19日(木) 午後4時

場所 門真市中町1番1号

門真市役所別館3階 第3会議室

令和2年度 第2回

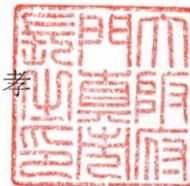
門真市都市計画審議会 案件一覧表

議案 番号	案 件 名	決定権者	頁
7	東部大阪都市計画高度利用地区の変更に ついて（付議）	門真市	1
8	東部大阪都市計画生産緑地地区の変更に ついて（付議）	門真市	5

議 第 7 号
門 ま 都 第 732 号
令 和 2 年 11 月 2 日

門真市都市計画審議会会長 様

門真市長 宮本 一孝



東部大阪都市計画高度利用地区の変更について（付議）

標記の件について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり門真市都市計画審議会に付議します。

東部大阪都市計画高度利用地区の変更（門真市決定）

東部大阪都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建蔽率の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度	備 考
高度利用地区 (A地区)	約 3.1ha	35/10	20/10	7/10	200 m ² (285.72 m ²)	壁面の位置 の制限あり
高度利用地区 (B地区)	約 0.9ha	30/10	10/10	8/10	160 m ² (200 m ²)	壁面の位置 の制限あり
高度利用地区 (C地区)	約 4.4ha	30/10	10/10	6/10	160 m ² (266.67 m ²)	壁面の位置 の制限あり
合計	約 8.4ha					

制限の緩和

1. 建築物の建蔽率の最高限度は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては1/10、第1号及び第2号に該当する建築物又は第6項第1号に該当する建築物にあっては2/10を加えた数値とする。
2. B地区及びC地区にあっては都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画告示（昭和56年2月25日門告第13号）の際、現に存する所有権、その他の権利に係る土地の面積では、建築物の建築面積の最低限度の規定に適合した建築物の建築ができない土地について、建築物の容積率の割合が10分の20以下で、土地の全部を1の敷地として使用する場合は、建築物の建築面積の最低限度は上記の数値を下回ることができる。

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由

土地利用形態の変更に伴い、高度利用地区（A地区）の壁面の位置の後退線の区域を変更しようとするものです。また、建築基準法の改正により、建蔽率の緩和を受ける範囲に条文のずれ等が生じたため、制限の緩和について変更しようとするものです。

計推第1843号
令和2年8月20日

門真市長様

大阪府知事



東部大阪都市計画高度利用地区の変更について（回答）

令和2年8月19日付け門ま都第563号で協議のあった標記について、
異議はありません。

大阪府都市整備部
都市計画室計画推進課
土地利用計画グループ 藤本
TEL: 06-6944-6776 (直通)
06-6941-0351 (内線 6776)
FAX: 06-6944-6778



議 第 8 号
門 真 市 第 732 号
令 和 2 年 11 月 2 日

門真市都市計画審議会会長 様

門真市長 宮本 一孝



東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

標記の件について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり門真市都市計画審議会に付議します。

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更(門真市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
北島-6	門真市大字打越地内	約0.05ha	追加	4/6
北島-6-1	門真市大字打越地内	約0.12ha	追加	4/6
岸和田-2	門真市北岸和田2丁目地内	約0.39ha	変更	4/6
小 計		約0.56ha		
浜町 他71地区		約16.92ha	変更なし	
合 計	75地区	約17.48ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

市街化区域への編入地区における農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的とし、生産緑地地区（北島－6及び北島－6－1）の追加指定を行うものです。

また、都市計画決定権者の判断により、既存生産緑地地区岸和田－2の区域変更をするものです。

計推第1963号
令和2年11月2日

門真市長様

大阪府知事



東部大阪都市計画生産緑地地区の変更について（回答）

令和2年10月30日付け門ま都第771号で協議のあった標記について、
異議ありません。

大阪府都市整備部都市計画室計画推進課
都市施設計画グループ 小林
TEL：06-6944-9274（直通）
FAX：06-6944-6778